

新潟市こども計画

【概要版】

はげばたけ!
未来を支える
子どもの笑顔

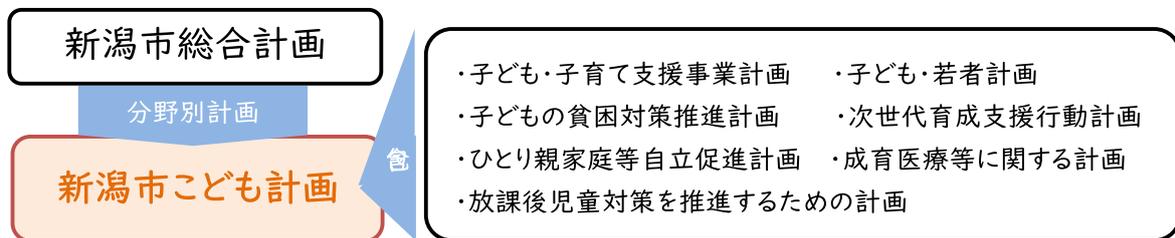


子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、「新潟市総合計画2030」を上位計画とする分野別計画として位置づけ、こどもに関する総合的な計画として、下記の各計画を包含して策定します。



計画の期間

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間とします。

計画の対象

全ての*こどもとその家族、並びに地域、幼児、教育・保育施設、学校、企業、行政といった、それぞれの立場で子育てに関わる全ての市民や団体を対象とします。

※こども：心身の発達の過程にある者

	ライフステージ					
こども基本法	妊娠・出産	新生児期	乳幼児期	学童期	思春期	おとなになるまで
こども大綱	こどもの誕生前から幼児期まで			学童期・思春期		*青年期
本計画	妊娠・出産	乳幼児期		学童期・思春期		青年期
想定するこどもの年齢	誕生前	0～5歳		6歳～12歳	13歳～18歳	19歳～

*「こども大綱」では、「成人期」に至るまでを想定し、本ステージと思春期の対象者を「若者」とする場合があります。

基本理念と施策の関係

基本理念

こども・家庭・地域に笑顔があふれる、
こどもと子育てにやさしいまちにいた

基本理念を実現するための姿勢

1. 一人一人のこどもの権利を保障し、「最善の利益」を第一に考えます
2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います
3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

基本理念を実現するための施策の方針

施策方針1

こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

施策方針2

ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

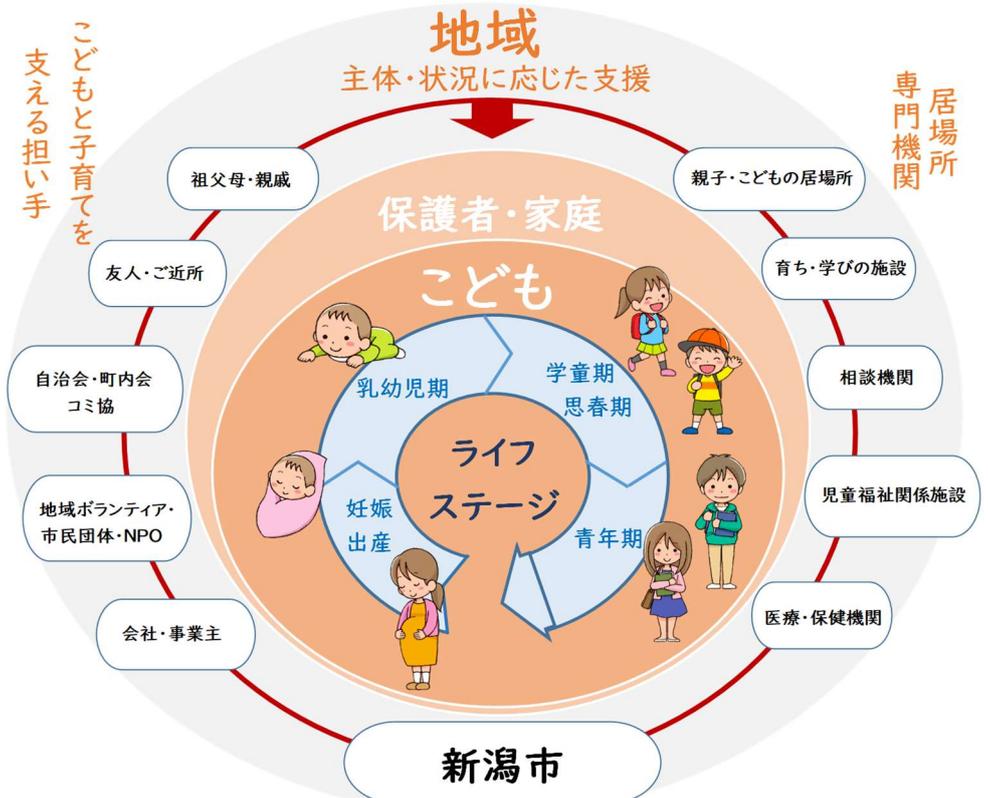
施策方針3

子育てに関わる全ての人々を支えます

<基本理念を実現するための姿勢のイメージ図>

ライフステージに応じたこどもの成長を地域全体で支えます。

新潟市は、こども、保護者・家庭に対し、居場所を確保し、こどもと子育てを支える担い手である地域の活動を支援し推進します。



こども・若者・保護者の意見反映

1) 中学生

■テーマ:住みたいと思える魅力ある新潟市にするには



【意見】こどもの意見や悩みを一人の人間として聞いてほしい。こどもの権利についておとなも向き合って、こどもの思いや気持ちを受け止めてほしい。

【反映】新潟市子ども条例を、こどもと関わりのあるおとなだけでなく、全てのおとなに周知します。

2) 特別支援学級生徒

■テーマ:こどもたちは社会参加するためにどんな支援を必要としているか



【意見】市の中心部にこどもが集まれる広くて、落ち着いた場所があると、難聴者もみんなとコミュニケーションがとりやすくなり、人の輪が広がると思う。

【反映】市の中心部を対象とした、民間企業や団体が話し合う会議などにおいて、こどもが集まれるコミュニケーションがとりやすい場所について、課題の一つとして検討をしてもらいます。

3) 児童相談所保護児童

■テーマ:施設入所の措置や一時保護の決定時等にこどもの意見聴取等を行い、勘案して措置しているか



【意見】適切な生活環境が整ったら、自宅で家族と暮らしたい。

【反映】保護者が適切な生活環境を整えて、本児が帰宅できるように、児童福祉司が関係機関と連携して保護者に働きかけます。

4) 高校生

■テーマ:新潟市で結婚する人を増やすにはどうしたらいいか。



【意見】結婚に関する知識や費用、また市の支援や補助制度などを、SNSで発信することで若い人の目に触れやすくと良い。

【反映】新潟市公式 LINE でのプッシュ配信や、SNS、「新潟市結婚・子育て応援サイト」などを通して、結婚に必要な知識や費用、出会いのイベント情報などの取組を伝え、結婚のイメージを持ってもらえるよう努めていきます。

■テーマ:新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか。



【意見】子育ての良い面、大変な面のリアルな情報を伝え、いざ子育てした際のギャップを緩和できると良い。

【反映】出産・子育てのイメージが持てるように、「思春期等相談事業」を通して学生向けにそれぞれの年代に適した講座を行っていきます。

5) 若者(大学生・社会人)

■テーマ: 将来、新潟で生活することについて、*ライブイベントをとおして思うこと

*ライブイベント: 就学・就労・結婚・子育て・定住など



【意見】待機児童ゼロを自分たちが親になるまで継続してほしい。

【反映】新潟市の幼児教育・保育施設では、国の職員配置基準を上回る独自の基準を定めて、待機児童ゼロを維持できるよう、保育士確保や保育ニーズに応じた施設整備、丁寧な入園調整などに取り組んでいます。

■テーマ: 若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について



【意見】相談機関では、話が苦手な人のために、もう少し話しやすい環境(場所・部屋の雰囲気づくりなど)があると良い。

【反映】相談者が安心して話すことができるように、聞き手の職員は受容的な態度や傾聴の姿勢を心がけていきます。

また、狭い相談室が苦手な相談者のために広い研修室を利用するなど、ご要望により、より話しやすい環境づくりに努めてまいります。

6) 保護者

■テーマ: 外国人の方にも利用しやすい保育園に向けて



【意見】おたよりなど園から配布される書類や連絡帳を多言語や、ひらがなで表記してほしい。

【反映】配布文書を多言語で表記はしていませんが、やさしいにほんごを用いたり漢字にふりがなを振るなどの対応を始めています。今後も翻訳ツールなどを活用しながらコミュニケーションが取りやすくなるよう取り組んでいます。



【意見】日本の教育で大切にしていることを説明してもらいたい。

【反映】保護者から母国の教育や文化について伺いながら、日本の教育や文化を説明し、相互理解を深められるよう取り組んでいます。

7) こども・若者、子育て当事者等

■テーマ: 中高生・若者が望む「居場所」



【意見】新津駅前に家庭・学校以外の勉強できる場所が欲しい。静かに集中できるスペースもおしゃべりできるスペースも両方欲しい。

【反映】中高生の提案により、新津中央コミュニティ協議会を交えた実行委員会を組織して、新津地域交流センター1階・2階に学習・談話スペースを中心とした「中高生・若者の居場所 in 新津地域交流センター」を開設しました。

施策の展開

施策方針1 こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

こどもが成長していく全てのライフステージにおいて、縦断的に実施すべき事項として、権利の保障、多様な体験や交流の場の充実、配慮が必要なこどもへの支援、貧困対策、虐待の防止と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援、自殺対策や犯罪から守る取組を位置づけ、全てのこども一人一人の「最善の利益」を第一に考えながら施策を推進していきます。

施策 1-1 こどもの権利の保障

施策 1-2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

施策 1-3 配慮が必要なこどもへの支援

施策 1-4 こどもの貧困対策

施策 1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

施策 1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

主な成果指標

指標	現状 (実績年度)	目標		出典
		令和9年度	令和11年度	
5つのこどもの権利が大切にされていると思うと回答したこどもの割合	69% (R5年度)	前年度以上	前年度以上	担当部署で把握
ヤングケアラーの認知度 ※ヤングケアラーについて、「言葉も内容も知っている」又は「言葉だけは聞いて知っている」と回答した児童生徒の割合	43.5% (R5年度)	65.0%	75.0%	新潟市ヤングケアラー実態アンケート (小学4年生から高校3年生対象)
友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしていますと回答した児童の割合(小6)	92.0% (R5年度)	前回より増加	前回より増加	新潟市生活・学習意識調査

施策方針2 ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行います

結婚、妊娠・出産、乳幼児期、学童期・思春期、青年期までの各ライフステージには、それぞれに特有の課題と支援ニーズがあることを踏まえながら、こどもや若者、子育て当事者の状況に対応して必要な支援を切れ目なく行っていきます。

施策 2-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

施策 2-2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

施策 2-3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上

施策 2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

施策 2-5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

施策 2-6 こども・若者の健全育成と自立支援

施策 2-7 高等教育の修学支援、高等教育の充実

施策 2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

施策 2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

主な成果指標

指標	現状 (実績年度)	目標		出典
		令和9年度	令和11年度	
新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合	69% (R5年度)	前回より増加	前回より増加	新潟市子育て 市民アンケート
保育所等待機児童数(年度当初)	0人 (R6年度)	0人	0人	こども家庭庁 保育所等利用 待機児童数調査
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小6:80.7% 中3:64.7% (R5年度)	小6:85.0% 中3:73.0%	小6:87.0% 中3:75.0%	文部科学省 全国学力・学習 状況調査

施策方針3 子育てに関わる全ての人々を支えます

子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、こども・若者を取り巻くあらゆる人々や組織、団体が、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことができるよう社会全体でこどもと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策3-2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援

施策3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成

施策3-4 ひとり親家庭への自立支援

指標	現状 (実績年度)	目標		出典
		令和9年度	令和11年度	
夫婦が理想とするこどもの人数と、 実際にもつ予定のこどもの人数の差	0.4人 理想 2.60人 実際 2.20人 (R6年度)	前回より 減少	前回より 減少	新潟市子育て市民 アンケート
日ごろ悩んでいることについて 「子どもにかかるお金に関すること」と回答した人の 割合(未就学児保護者)	56.5% (R6年度)	前回より 減少	前回より 減少	新潟市子育て市民 アンケート
男性の育児休業取得率	39.6% (R5年度)	前回より 増加	前回より 増加	新潟市賃金労働 時間等実態調査

子ども・子育て支援事業の実施

子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定め、計画的な事業実施と体制確保を図ります。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【量の見込み】

		R 6 実績					R 7 見込み					R 8 見込み				
		教育		保育			教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	3,211	12,330	3,990	3,478	937	3,110	11,947	3,725	3,276	960	2,989	11,472	3,459	3,297	938
	②定員	5,171	13,170	4,059	3,574	2,050	4,921	12,769	3,929	3,458	1,973	4,730	12,240	3,770	3,388	1,894
	過不足分:②-①	1,960	840	69	96	1,113	1,811	822	204	182	1,013	1,741	768	311	91	956
		R 9見込み					R 10見込み					R 11見込み				
		教育		保育			教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	2,823	10,840	3,483	3,225	912	2,698	10,392	3,412	3,144	902	2,614	10,064	3,320	3,101	884
	②定員	4,467	11,684	3,652	3,325	1,812	4,269	11,299	3,549	3,254	1,752	4,137	10,995	3,454	3,167	1,705
	過不足分:②-①	1,644	844	169	100	900	1,571	907	137	110	850	1,523	931	134	66	821

【確保の方策】

1号・2号・3号認定のいずれも、現在の提供体制で受け入れ可能な見込みです。

なお、定員割れ施設が増加している一方で、定員を超過している施設もあることから、利用数に応じて柔軟な定員変更を認めるなど、適切な定員調整を行います。

また、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、市立保育園の施設数・定員数の適正化を図ります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

下記の事業について、量の見込みと確保の方策を定め、着実に実施していきます。

No.	子ども・子育て支援法における事業	No.	子ども・子育て支援法における事業
①	利用者支援事業	⑪	放課後児童健全育成事業
②	地域子育て支援拠点事業	⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※)
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※)
④	乳児家庭全戸訪問事業	⑭	子育て世帯訪問支援事業(新規)
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	⑮	児童育成支援拠点事業(新規)
⑥	子育て短期支援事業	⑯	親子関係形成支援事業(新規)
⑦	子育て援助活動支援事業	⑰	乳児等通園支援事業(新規)
⑧	一時預かり事業	⑱	地域子育て相談機関(新規)
⑨	時間外保育事業	⑲	妊婦等包括相談支援事業(新規)
⑩	病児保育事業	⑳	産後ケア事業(新規)

※ 「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

計画の推進に向けて

計画の進捗管理・評価

本計画の実効性を確保し、着実に推進するため、庁内の関係部・区と連携するとともに、市民や地域団体、企業など様々な主体と連携・協力していきます。

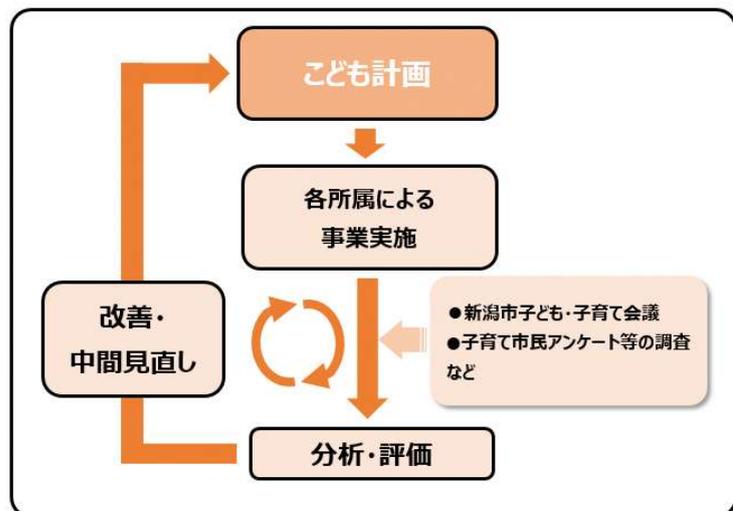
本計画の進捗管理・評価については、毎年度行うこととし、実施状況や「子育て市民アンケート」などの調査結果を「新潟市子ども・子育て会議」において報告することで、点検・評価を行うとともに、会議の状況をホームページを通じて公表します。

計画の見直し

本計画は令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの5年間としていますが、令和 9 (2027) 年度にスタートする「新潟市総合計画2030」の次期実施計画や、子ども・子育て支援事業に係る量の見込みの乖離状況などを踏まえ、必要な場合は中間見直しを行います。

計画の推進にあたり、事業の成果や指標の推移等を分析・評価し、継続的に見直しを繰り返します。

また、各事業の実施にあたっては、子どもや若者、子育て当事者の意見聴取に努めるとともに、その意見の反映に取り組みます。



令和 7 年 3 月発行
新潟市 子ども未来部 子ども政策課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
電話：025-226-1193 FAX：025-224-3330
E-mail：mirai@city.niigata.lg.jp

計画の本編や本計画の策定経緯・意見などの詳細は新潟市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/>